

## 熊本県水産製品製造業等緊急支援事業の概要

### 1 事業目的

新型コロナウイルス感染拡大や資材価格高騰の影響を受ける中において、食品衛生法の改正に伴い新たに営業許可の取得が必要となる水産製品製造業等の事業者に対して、許可取得のために必要な施設整備を支援することにより、本県事業体の経営継続を図る。

### 2 事業概要（※詳細は実施要領別表のとおり）

- (1) 予算費：県 321 百万円余（うちコロナ交付金 205 百万円余）
- (2) 補助事業者：市町村
- (3) 事業主体：商工会議所、商工会、漁協、又は事業者等が組織する団体
- (4) 対象事業者
  - ①県内に事業所を有する事業者
  - ②「水産製品製造業」等の営業許可を新たに取得する事業者
  - ③新型コロナ感染拡大以前と比較して、売上高又は売上総利益が減少した事業者
- (5) 補助率：県 1/2 以内
- (6) 補助額：補助上限 500 万円／下限 25 万円
- (7) 補助対象期間：令和4年4月1日～令和6年3月8日

### 3 補助対象経費

営業許可の新規取得に必要な費用

- ・施設整備費（例：隔壁、手洗い設備等）
- ・機械装置等導入費（例：浄化フィルター、海水殺菌装置等）
- ・施設整備等に係る専門家への相談経費（総事業費の20%以内）

### 4 事業スキーム

